

令和2年第4回仁淀川町議会定例会会議録（第2号）

令和2年6月10日（水曜日）

10時00分開議

14時03分閉会

出席議員（10名）

1番議員	竹本文直	2番議員	西森常晴
3番	岡田良成	4番	片岡智準
5番	大野弘	6番	西森久雄
7番	野村安夫	8番	左京憲昌
9番	藤崎源彦	10番	若藤敏久

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町長	大石弘秋	副町長	片岡廣秋
教育長	竹本雅浩	総務課長	片岡晴彦
企画課長	古味仁志	税務課長	片岡博
町民課長	津野彰	保健福祉課長	片岡明德
産業建設課長	片岡伸二	会計管理者兼出納室長	下久保幹夫
教育次長	古味実	仁淀総合支所長兼住民福祉課長	坪内武則
池川総合支所長兼住民福祉課長	大原正人	仁淀地域振興課長	神岡孝司
池川地域振興課長	大原成彦		

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	黒川一彦	書記	西村美智
--------	------	----	------

午前10時00分 開議

○議長 おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより会議を再開いたします。

本日の日程は、お手元に配付の日程表のとおりです。ご承認をお願いします。

日程第1、一般質問を行います。

質問の順序は既に配付しているとおりです。

なお、一般質問の回数は質問事項について3回までとしておりますので、ご協力をお願いいたします。

通告第5号、議席番号2番、西森常晴君の質問を許可します。西森常晴君。

○2番 桜を見る会疑惑で安倍晋三首相を追及して名を馳せた日本共産党の田村智子氏、その氏が桜追及より前の昨年4月、参院委員会で国立感染症研究所について、「今、体制が弱体化すれば、国民の生命や健康への重大な脅威となる」と政府に厳しく質問している映像が最近SNS上で話題になっています。感染研は、日本の感染症対策の一手を担う中核団体であります。ところが、予算や人員は削減されっ放し、現在は現場は疲弊し悲鳴が上がっていました。田村氏は、7年前から国会でこの問題を取り上げ、改善を求めています。だが、現政権は計8回の予算編成で対策を軽んじてきました。そのツケが、今、回ってきています。あの頃、手をつけていれば、今の状況はもう少しましだったかもしれません。

さて、今回、私は2点について質問をします。

まず、仁淀川町交流センター、旧中央公民館の図書館整備であります。

お聞きします。中央公民館が4階に決まった経緯、次に町民からの要望を聴く場は設けたのか。あれば、何回、いつどのようなメンバーから聴取されたのか、お聴きになったのか、構わない範囲でお聞かせください。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部の答弁を求めます。竹本教育長。

○竹本教育長 ただいまの西森議員の仁淀川町交流センターの図書室についての質問にお答えをいたします。

まず、4階に決まった経緯でございますけれども、当時の検討委員会で検討されております。様々な団体が入る施設でもございますし、そのほかにも様々な機能を持った施設となっておりますので、何階にこういった機能を配置するかということはいろんな議論がされておりましたけれども、最終的には検討委員会の中でそれぞれの委員のご意見をお聴き

して、4階という場所は非常に不便な場所ではありますが、逆に一定静かな場所でもあろうかというような話もありました。また、不便でもありますけれども、エレベーターが設置をされているということで、高齢者の方にも大きな負担がかかるというようなことはないのではないかというような話合いもされまして、最終的に2階、3階にはそれぞれそのほか重要な機能を持たせなくてはなりませんので、4階に落ち着いたというような内容でございます。

それから、意見聴取についてですけれども、まず本や読書に興味のある住民の方が集まって活動しております任意団体であります図書の会というのがございます。この会が中心となりまして、平成30年度に4回、それから令和元年度には3回、今年度は現在まで2回、今後の図書室について話合いが行われております。

内容としましては、中央公民館の耐震対策検討委員会に対する将来の図書室に対する意見書、それから新しい図書室のレイアウトやシステム、本の選定、運営方法などの提案書といったことの内容について協議をしていただいております。

図書の会のメンバーは12名でございまして、アドバイザーとして高知県立図書館のチームにも参加をしていただいております。町民の憩いの場として利活用してもらえる図書室ということについての意見をいただいているというところです。

次に、利用者の要望についてということですが、広く町民の意見を聴くために、6月1日から6月末にかけて、今月、アンケートを実施しております。このことは6月号の広報紙にも掲載をしまして、インターネットでも同時に実施をしております。

また、読書に興味を持ってもらいたい小中学校の児童生徒からも同じアンケートを取りまして、幅広い意見を新図書室に反映できればというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 再質問。西森常晴君。

○2番 私、せんだっての6日の土曜日に、農作業を早めに置きまして、家を9時半に出發して、梶原、津野町、佐川、越知町、最初は落出を回っていく予定でしたけども、つい仁淀川の赤橋を渡ってしまいまして、湯の川の若藤議員の見送りを受けながら、「4 3 9、^{よんさんきゅう}
^{いくな}1 9 7」の看板を無視して回ってまいりました。

梶原へ行きました。役場の上に広い芝生がありました。そこで、2歳ぐらいの女の子がサッカーボールを蹴ってました。乳母車には赤ちゃんが寝てました、若い奥さんが。その芝生の右手には保育所がありました。左手の上には、隈研吾さんが造った複合の図書館が

ありました。事業費は12億円です。ただ残念なことに、2回目ですが、2回とも閉まってしました。閉まってましたけども、外を見たときにはスポーツライミング、今はやっている壁、施設が見えましたし、ずっと明るく、周囲からもずっと中が見える感じになっていました。

次は、分庁方式を取っている津野町、東津野村は虎太郎館という名前をつけていまして、旧役場の同じ敷地の中に立派な図書館を構えていました。そこには、臨時でしょう、かわいい女性の方が案内をしておられました。

旧葉山村は、かわうそ館、独立した建物で、7,000万円ぐらいかかったように聞きましたけども、そこでも（聞き取り困難）していました。

越知町、役場の敷地の前に、やはり独立した平屋の建物がありました。

佐川町は、たまたま偶然その日の高知新聞に議会報告で出てましたけども、佐川町は図書館と青山文庫と発明ラボが一体となった観光の大きな柱になる新文化拠点を造る計画だそうです。場所は司牡丹がある上町地区、歴史的風致維持向上に計画中和、電話で後から担当のほうから聞きました。計画面積は1,600平米、単純ですと、真四角ですと40mの40m、予算規模は13億円だそうです。これから町民の意見を取り入れて造るそうですが、その中には町議も5名メンバーに入っているそうです。

新しい構想はそうですが、今現状の今の図書館は高知信用金庫の隣にありました。あれは旧法務局じゃなかったですかね。かなり広いところでしたけども、そこはもう使っていると聞きましたけれども、借りたい本があれば、そこへ行けばもう翌日には手配をしてくれるシステムになっているそうです。10冊でも20冊でも、町民が利用されていました。

今月の仁淀川町広報を私も読みました。新図書館アンケートのお願いの記事が掲載されていました。こんな図書室があったらいいな、こんな図書室に行きたい、図書館ではなくて図書室と書いていました。私が訪問した5か所は全て独立した平地であり、図書館でした。

今年3月に改定された仁淀川町まち・ひと・しごと創生総合戦略、策定された仁淀川町地方創生推進本部本部長、片岡廣秋副町長にお尋ねをします。

5か年計画や長期計画など、計画を立案した上で行政を展開する傾向は1960年代から強まったと認識をしています。理念から実現手段まで明確な構想がない限り、具体化していくことは容易ではありません。総合戦略89ページに、図書室の事業の背景として、「町内には雨の日に小さい子供がいる親などが気楽に訪れることのできる施設が少ない。家に籠

らず外出し、人と会話する多様な世代から集う場所が必要である」と書かれています。雨の日に小さい子連れの親が、多様な世代、私たち老人も入るでしょう、あの離れた駐車場から4階まで気楽に訪れると思いますか。教えてください。

○議長 片岡副町長、答弁。

○副町長 西森議員の再質問にお答えいたします。

仁淀川町交流センターにつきましては、多様な人々が集まることをコンセプトとして計画されたものでございます。例えば、あったかふれあいセンターも入ってもらおうと、そして図書室を構えることによっていろんな人が集まりやすいコミュニティーの場として活動してもらいたいと。確かに、若干、駐車場からは遠いと思われますけれども、バスの停留所もございますので、例えば高校生などが高校から帰ってきたときにも、すごく寄りやすいのではないかなというように考えておるところでございます。

以上です。

○議長 西森常晴君。

○2番 今、コロナ騒動で、毎日、小池都知事がテレビに登場しています。東京都には4人の副知事がいて、コロナ担当は宮坂学氏、元Yahooの社長です。かつて爆弾経営と称された経営手腕を発揮し、都内で有益なデータを効率的に抽出し、作戦を練り、原稿を書き、それを小池知事がテレビで放映をしています。副町長も、資源配分管理については随分と頭を悩ませていることと思います。

ここで1つ、私から提案があります。これは、すぐに答弁を求めるものではありませんが、提案です。今、旧吾川庁舎に計画している、昨日説明があった林業振興センターを公民館4階に持っていったらどうですか。利用目的からいっても、スペース的にも問題はないと思います。今回の昨日の説明では、年に1回か2回かしか使わない大きな会議室が入ってました。公民館に行けば広い3階があります。あの3階も常時使っているわけじゃありません。町民が憩える場、そして森林センターも同じように仲よく使えるんじゃないでしょうか。それから、幾ら耐震化といっても、本も数があるとなればかなりの重量になりますよ。それを4階に持っていくというのは、ちょっと理屈に合わないんじゃないかと思いますが、私はこの林業振興センターを4階に持って、新しい図書館は新たに利用者の方の意見を聴いて進めていけばもっと座りのいい結果が出るとは思います、ぽっと答えろとは言いませんが、副町長、いかがでしょう。

○議長 片岡副町長、答弁。

○副町長 西森常晴議員の再々質問にお答えさせていただきます。

交流センター、旧中央公民館の改修の件につきましては、昨年来、議員全員協議会等を経まして工事の予算を可決いただいて、そして今まさに今回の議会に工事の請負契約の締結議案を提案させていただいております。これに至るに当たりまして、財源としまして旧合併特例債を充てておるところでございますけれども、今この計画全体を進める上において、交流センターの事業の目的として、住民同士が集い気楽に利用できるコミュニティー施設を整備するということを目的として、大きな柱として進め、そして図書室、あったかふれあいセンターを同施設内に整備することによって、町民にとって文化活動等の際に利用しやすい環境になることを効果として求めているものでございます。

そういった観点からいたしましても、またその一方で林業振興センターの目的と少しずれるところもございまして、なかなかこれをそのまま林業振興センターを入れるということはちょっと難しいのではないかなと思っております。林業振興センターにつきましては、昨年、過疎地域自立促進計画の議決をいただきましたけれども、新たな原木需要への対応とか、新規林業者の育成を図ることを目的としまして、森林資源の循環、利用促進をするために町内の森林を一元管理し、森林情報の集約化や森林管理を行う拠点としての施設を整備すると、そして林業の活性化を図るという目的でございまして、この過疎計画の目的と全く違うものでございますので、ここら辺、交流センターに林業振興センターを入れるというのは非常に難しいんじゃないかというふうに考えるところでございます。

以上です。

○議長 竹本教育長。

○竹本教育長 先ほど、西森常晴議員の再々質問の中で本の重量の話が出ましたので、少し補足をさせていただきます。

検討をする中で、私どもも同じことを考えましたので、設計士の方に十分な検討をしていただきました。現状でももたないことはないという話ではありましたが、なおやはり耐震化をする中で危険度は少しでも取り除きたいということで、今回の改修工事で床面の補強はさせていただいて、本の重量には十分に耐え得るような構造に設計をしているところでございます。

以上です。

○議長 西森常晴君、2問目。

○2番 先ほどの補足になりますが、評価指標に初年度と最終年度を比較して利用者3倍

増とありますが、私は実現できないと思います。次へ行きます。

公衆トイレについて。中津溪谷公衆トイレがウォシュレットになっていないが、その訳を聞かせてください。そして、通告していませんが、お許し願えれば、池川地域振興課長もせっかく登壇されていますので、安居溪谷の公衆トイレはウォシュレットであるのかなのか、お答え願えればありがたいんですが。

○議長 片岡産業建設課長、答弁。

○片岡産業建設課長 西森常晴議員のご質問にお答えさせていただきます。

近年、多くの施設において洗浄機能付便器が普及しており、当初、中津溪谷のトイレも洗浄機能付便器に更新するよう考えておりました。しかし、引地公衆トイレ等での便座の盗難被害、また便座の破損被害がここ数年のうちに3件以上発生しておりまして、やむなく断念した次第でございます。夜間の使用を禁止し施錠すれば被害防止になるかとは思いますが、管理上それもなかなか難しく、暖房便座のみの設置としております。

快適なトイレ環境とはなりませんでしたが、何とぞご理解いただきたいと思います。

○議長 池川地域振興課長。

○大原池川地域振興課長 西森常晴議員の質問にお答えします。

安居溪谷のトイレにつきましては、外国人の利用客もあり、秋の紅葉の時期は高齢者も来るということで、あらゆる利用者に求められるトイレとしてウォシュレットにしています。

それと夜間については、夜の7時から朝の8時までは、女子トイレ、男子トイレについては鍵をするようにしています。多目的トイレについては、キャンピングカーとかで来るお客さんもいるということで、多目的トイレについては24時間利用できるようにしています。

以上です。

○議長 再質問。

○2番 合併して15年がたちました。私は、2006年3月、36人の議員が12人に変わった改選後の初議会で一般質問をしました。「行政需要に見合った職員定数を最低限確保し、職員総数を抑制することが急務と思われるがどうか。新仁淀川町は似通った団体に比べて56人多い。人件費だけで年間3億円」、当時の町長の答弁は、「生首は切れない。財政に影響が出れば賃金カットで対応したい」という答弁がありました。当時の総務課長は、「私の考えでは余剰人員は30人ぐらい、それをいかに活用していくかが課題」と答弁しています。

そこで、私は2回目の質問をしました。「希望者を募り、余剰人員30人でプロジェクトチームをつくり、植林の間伐、販売、荒廃が予測される高知県一の茶畑の管理、茶摘み時期の応援をやってはどうか」、当時の執行部の答弁は、「事務職で採用した者に単労職の仕事をやらすわけにはいかない」と、議論はかみ合いませんでした。

先ほど答弁いただいた、中津公衆トイレは事業費が800万円余り、工期は令和元年度11月1日から3月20日、安居公衆トイレは事業費が3,100万円余り、工期は同じ時期です。同じ時期、同じ使用目的で、片方はウォシュレット、片方は通常トイレ、バランスの取れないちぐはぐな行政運営は、15年たった今も合併効果が出ていません。

役場の仕事は、職員は仕事をしているかなかなか外からは判断はできませんが、今回1つだけ表面に出てきたことがありました。特別定額給付金10万円の給付は、全国町村がいかに早く、そして正確に、そして漏れなく、そして多くの町民に届けるのかが問われています。私は、その結果で町村の役場力が判断できると思っています。役場の機構改革が、組織の改編が急務と考えるが、担当課長はどうお考えかお聞かせ願いたい。

○議長 片岡総務課長、答弁。

○片岡総務課長 西森常晴議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今、組織の機構改革が急務であるというご質問、ご指摘でございます。機構改革につきましては、以前から現在の仁淀川町の人口に見合った職員の人数、それ等を検討しながら行うように検討を進めております。議会のほうにも何度か機構改革案等も提示いたしましたが、なかなかその機構改革等について形がまだ十分ではないなど、また住民の方にちゃんと説明ができていないというようなご意見をいただいて、また現在も検討しているところでございます。

職員数等につきましては、現在の総合支所体制の中での仕事については、職員自体もかなり仕事等もあって仕事を行っておる状態になっております。機構改革等がない状態であれば、現在の職員数をこれから減らしていくということは、一人一人の職員に業務の負担が増えていくという形になりますので、なかなか難しいところになってきております。

現在、機構改革につきましては、議会のほうにも案等をお示しさせていただいて、今後の職員の定数についても削減計画を出させていただいて進めておるところでございますので、また来年の4月を目指して今現在協議をしているところですので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長 暫時休憩します。

午前１０時２８分 休憩

午前１０時２９分 再開

○議長 会議を再開します。

西森常晴君。

○２番 2005年12月定例会は、合併して36人でのお別れ議会でした。若藤敏久議員が一般質問の中で、「新町になって5か月が過ぎたが、合併してよくなったの声は全く聞こえてこない。役場がなくなればまちが寂れるというのが、昭和の合併の教訓である。同じ吾川でも、大崎と比べて名野川は寂れたままである。仁淀川町の将来を考えるなら、仁淀と池川に教育委員会や建設課を設置する分庁方式を検討していただきたい」。当時の町長の答弁は、「今後の経緯から、分庁方式がよいのなら、その時点で判断する」という答弁がありました。

町長、副町長、総務課長、異口同音だと思いますが、代表してどなたか答弁いただけますか。議長、私は趣旨から離れているとは思いません。これは全てつながっていることですし、答弁できることです。ぜひご配慮を、高配をお願いしたいと思います。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部、答弁できますか。大石町長、答弁。

○町長 西森常晴議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

機構改革、また合併時のいろいろな考え方、庁舎の分庁方式の話もございました。やはり、現在の行政を取り巻く状況、非常にこれも複雑多様化してきております。そして、やはり縦割りというよりも、横断的な形で行政をしていく、これが一番大事なことだと思っておりますし、今回の感染症ももちろんでございますが、いろんな災害対応、いろいろ含めて、やはり即座に対応していかなくはならない、そういった中ではなかなか分庁方式というのは厳しいんじゃないかというのは、私もこれまでも意見は言わせていただきました。

そういった中で、やはり本庁方式、機構改革を進めていく上でも、限られた人員で効率的で効果的な事業をしていく上では、やっぱり財源の問題もございます。そういったものを全て配慮していくと、やはり1つの窓口として1つの庁舎で横断的な作業をしながらしていくということで、なかなか分庁方式にしていくとどうしても縦割り式でなかなか横の連絡が取りにくいという形になりますので、私としては現在の形の総合支所方式も含めて本庁方式、これはやっぱり今後においてもそういう形が必要じゃないかと思っております。

○議長 以上で西森常晴君の質問を終了いたします。

休憩します。

午前 10 時 32 分 休憩

午前 10 時 34 分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告第 6 号、議席番号10番、若藤敏久君の質問を許可します。若藤敏久君。

○10番 通告第 6 号、議席番号10番の若藤でございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

1 点目は、川口消防屯所前の水道管破裂についてお伺いをいたします。

昨年 1 月、川口消防屯所前の水道管が破裂をいたしました。住民のライフラインに関する重大な事故であり、早期の復興が望まれるところでありました。吾川地区の 3 業者に修理をお願いしたが断られ、またふだんから付き合いのある町外の業者にも断られております。結果は、仁淀地区の業者が修理をし、事なきを得ております。ここまでは誰もが理解できますが、私が納得できないのはその後の対応であります。どのような経緯で 6 月のバイパス復旧工事を町外の業者に依頼をしたのかお伺いをいたします。

2 点目は、中津トイレ改修工事についてお伺いをいたします。

令和元年10月、昨年10月であります。競争入札を行い、4 社がくじ引きの結果、地元の業者が落札をしておりますが、この工事発注の目的はどこにあったのか。老朽か、それとも使い勝手が悪かったのか、教えていただきたいと思えます。

また、2 月 20 日に完成後、僅か 3 か月足らずで汚物が詰まり使用できなくなったと聞いております。1 の工事発注の目的は達成できたのかお伺いをいたします。

次に 3 つ目の質問ですが、工事を請け負った業者が修理をすべきだと考えますが、他の業者に修理を依頼した理由をお聞かせください。

以上、お伺いをしまして、最初の質問を終わります。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部の答弁を求めます。津野町民課長、答弁。

暫時休憩します。

午前 10 時 38 分 休憩

午前 10 時 38 分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

津野町民課長、答弁。

○津野町民課長 ただいまの若藤議員の川口消防屯所前の水道管破裂についてのご質問に

お答えさせていただきます。

平成31年1月30日午後1時過ぎに、大崎川口地区の住民の方より、「水が出ない」との電話が次々と入り、川口消防屯所付近での漏水が発生しているとの情報を得、担当者が現地に出向きましたところ、国道439号の中央付近において大量の漏水が発生しておりました。水道管破裂の早期復旧を図るため、本町の簡易水道施設の管理の委託先に修繕依頼を行いました。あいにく他町の現場対応のため工務の職員が全て出払っているとのことで、急遽、吾川地区の4業者並びに池川地区の1業者に修繕依頼をさせていただきました。しかしながら、どの業者も対応できないとのご返事でしたので、さらに仁淀地区の業者をお願いしたところ都合をつけていただきましたので、修繕を依頼したところでございます。

漏水箇所は国道の中央付近でしたので、国道を通行止めにししないと完全な復旧はできない状況でございました。事故当日は止水栓で迂回させる形で大崎方面への通水を確保しましたが、鎌倉自動車修理工場より川口橋までの5世帯の住民の方が水道水を使用できない状況となり、川口集会所に給水車を配備したものの、ご不便をおかけした次第でございます。

翌日には、破損した箇所の修繕ではなく、国道を横断しているバイパス配水管への通水を遮断する形での復旧を行っております。その後しばらくの間、大崎配水区遠隔監視システムにおける配水流量は安定した状態で推移しておりましたが、5月下旬より配水流量が急激に多くなってまいりましたので、水道施設の維持管理業者と協議し漏水調査を行ったところ、川口の配水管で漏水箇所が確認できました。再度、大規模な漏水が発生し断水となるおそれがあるとの判断で、急遽、1月に遮断したバイパスの復旧や漏水箇所の修繕を委託業者に依頼した次第でございます。

修繕を依頼した業者は平成17年より本町の簡易水道施設の維持管理を請け負っていただいております。大崎配水区の管路並びに当該修繕箇所の管路の布設状況などを熟知していることから、修繕をお願いしたわけでございます。水道施設の修繕は緊急を要する場合が多いことから、施設の状況や配水管の経路等を熟知していないと、止水対策等に手間を取り、結果として関係住民の皆様方にご負担をおかけすることとなる可能性もございますので、今回は委託先に依頼したわけでございます。

以上でございます。

○議長 片岡産業建設課長。

○片岡産業建設課長 若藤議員の中津トイレ改修工事についてお答えさせていただきます。

まず、工事の目的でございますが、当該中津溪谷のトイレは平成2年に建て替えをしており30年近くが過ぎており、老朽化もしておりましたが、近年、複数のメディアで中津溪谷が取り上げられツアー客が増加しており、特に若年層の観光客からの不満であった和式便器を洋式便器に変更する改修工事でありました。2月20日に完成検査を行い、その後、問題なく使用しておりましたが、大型連休後の5月11日に清掃管理をしていただいている方よりトイレ詰まりの連絡がございまして、改修工事の元請会社の担当のほうにも再三連絡を取りましたが、なかなか連絡が繋がらず、緊急性もあることから、他の業者の方に依頼した次第でございます。今までも、ハンカチ、ビニール袋等による排水管の詰まりはありましたが、汚物のみの詰まりは今までありませんでしたので、請負業者に再度点検を依頼し、検討してまいりたいと考えております。

○議長 再質問はございますか。若藤敏久君。

○10番 再質問をさせていただきます。

津野課長のご答弁から、維持管理を請け負っておる詳しい委託先をお願いをしたというようなご答弁でございましたが、その業者が困ったときには助けてくれなかったんですね、破裂をしたときに。そのことを覚えていれば、困ったときに助けてもらった恩としたものは誰でも覚えております。応急修理は終わりましたが、中央部分のバイパス工事、先ほどご答弁にありましたが、しなければなりません。常時詳しいと津野課長が言われた町外の業者、これは恐らく3月議会で予算化をして六十数万円の工事費を捻出したのだと思いますが、津野課長はこの業者と随意契約で工事を発注しておりますよね。私の記憶に間違いがなければ、随意契約130万円以上である工事金額ならば競争入札に付さなければならない。60万円だったら誰とでも大手を振って堂々と契約をできる。ましてや、困ったときに助けてもらった業者と契約をしても、誰も何も文句を言われぬ、そういうふうな状況ではありませんでしたか。困ったときにだけ助けてもらって、今度60万円という大きい工事を頼むときには、管理を委託しているから、詳しいから、そんなん理屈が通りますか。私が今言った、随意契約であるのに、何で困ったときだけ仁淀の業者に助けてもらって、町外の業者に随契で契約をしたのか教えてください。

2点目は、中津公衆トイレについての再質問でございますが、今年はコロナウイルスの影響で、ゆの森、笑美寿茶屋は、長い間休業しておりました。当然のことながら、観光客も少なく、トイレの使用回数も少なかったものと推察をいたします。そのような中で、連

休明けの5月11日にトイレが詰まった。もしふだんの状況であるならば、2月20日に完成して受け取って、3月に入るか入らないか、観光客が多ければ、この段階で詰まっておりますよ。

先ほど、西森常晴議員がウォシュレットになっていないと、そういうふうな質問もございましたが、地元の要望に答えているとも言えない。ましてや、修理をしたからというて元請業者をお願いをしたら、忙しいから来れなんだと、そんな理屈が通りますか。私が思うのに、あの中津トイレは便器から浄化槽までの距離がうんと短い。これは仕方がないから、よほどのことでなければ詰まりますよ。配管の工事はやり直しましたか。配管はそのままじゃなかったんですか。また詰まります。

806万円という工事請負金額がどのように使われたのか。大まかでいいです。屋根とか壁とか手洗いとか、あそこに何ぼここに何ぼと教えてください。そして、仕事を請け負った業者が修理をしておれば、当然、保証期間というものがあります。保証期間中ですので、お金は要りませんよね。しかし、別の業者に頼んだら、これは支払いが発生します。その別の業者に頼んで発生したお金は役場が払ったのか、それとも当然のことながら元請業者が支払ったのか。

以上お伺いをして、2回目の質問を終わります。

○議長 執行部の答弁を求めます。津野町民課長、答弁。

○津野町民課長 若藤議員の再質問にお答えします。

なぜ1月に修繕を緊急に請けてくれた業者と6月の修繕工事を契約しなかったのかと。今回、契約額は一部訂正させていただきまして、6月の工事は47万3,000円余りでございます。最初の答弁にも申し上げましたが、緊急、随意契約をしたという理由は、今回の案件は災害もしくは特別な事情があるということで130万円以下の修繕であったということで随意契約をさせていただきました。簡易水道は特に公共インフラでございますので、漏水等が発生しますと物すごく多くの住民の方にご迷惑をおかけします。今回、6月の時点でなぜ1月にお世話になった業者としなかったのかといいますと、やはり川口地区、また大崎地区、名野川など町の簡易水道施設の管路、施設等を日々維持管理業務を行っている業者は、止水栓の箇所とかそういったことを熟知しておりましたので、この町外の業者に修繕依頼をかけたというのが理由でございます。

以上です。

○議長 片岡産業建設課長、答弁。

○片岡産業建設課長 若藤議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、工事の範囲でございますけれども、多目的トイレの中にベビーシートを新設、また女子便所、男子便所ともに和風の便器から洋風便器への取替え、それと屋根の洗浄と塗装、それから外部の水洗い、それからカビ塗装、一部サイディングの張り替え、床面につきましては、排管のほうは和式便器から洋式に変えた関係もございまして、床面、全部排管は取り替えてございます。議員ご指摘のように、すぐ前に浄化槽がございまして、今まであった排管に接続するという形を取っております。今もちょっと話はしておるんですけれども、排水の部分で確認というか、今後の管理のために監視窓といいますか、それを設けてはどうかというふうな今、検討もしております。

それと、修繕費の関係ではございますけれども、ちょうどそのとき上名野川のスカイパークの公衆トイレのほうの詰まりもございましたので、併せて修繕していただいておりますので、町の修繕費のほうで業者のほうには一括してお支払いさせていただいております。

○議長 再々質問、若藤敏久君。

○10番 津野課長、町外の業者が詳しかったら、修理のときも町外の業者に頼みなさいや。何があっても来てくれというて。そのときに地元の業者を使うといて、いざ今度47万円で随契でやるときには、「詳しいから、また町外の業者に頼みました」、地元の業者は便利屋じゃないですよ。

それと、片岡産業建設課長、「町が支払った」、あんた堂々と言いましたけど、これ町が支払うべきお金ですか。これは金額が少ないと思いますよ。保証期間中でしょうが。その間に故障して支払うんだったら、あんたがポケットマネーで払うのか、業者にどうしても払わすのか、町民の税金を使うべきじゃないですよ。

津野町民課長と片岡産業建設課長には2回ずつお伺いをしましたので、ここからの再々質問は1点目、2点目まとめて大石町長にお伺いをいたします。

もう既にお気づきのことかと思いますが、川口の水道管破裂を修理した業者も、中津公衆トイレを修理した業者も同じ業者でございます。私はこの方とはあまり懇意ではありません。しかし、この話を耳にしたときに、そんなことがあるんだろうかと信じられなくて、ご本人に確認をいたしましたから間違いはないと思います。なぜこのような業者の扱い方をするのかと考えたときに、この業者は建築の資格を持っておりません。空調とか配管とかが専門の業者でございます。先ほどちらつと言いましたが、町民課も産業建設課も、建

築の資格を持っていない腕のよい業者を、都合のよいときだけ利用して便利屋みたいに扱っているとしか私には考えられません。課長にはそのような認識はないかもしれませんが、はたから見たらそのように見えます。

それもこれも、町長、現在の入札の制度にあるんです。例えば1,000万円のトイレ、あるいは炊事場、こういったところの改修工事が目的であっても、その中に屋根とか壁とかこういったものの工事部分があれば、先ほど産業建設課長はいろいろ言いましたけど、これは空調とか電気とかの専門業者じゃなしに、建築の資格を持っている者を対象に入札するんですよね。1,000万円であれば、この業者は9割、90%で落札をいたします。それから、15%から20%の利益を取って下請に出します。最低価格の7割になります。下請業者はこれからもうけなければいけませんから、自然と60%、50%と下がっていきます。1,000万円の工事金額であっても、500万円か600万円のお金しか使えないという、自然と仕事もおろそかになってくるんじゃないでしょうか。

ここまで来たら、町長、一言言っておきますが、6年、7年前に完成をした仁淀サービスセンターと高齢者福祉センター、どちらとは言いませんが、片方は全く故障はないけど、片一方は頻繁に故障が起こっております。これは、設計ミスか業者の手抜き工事か。そこまで役場が目が届かないのであれば、工事請負金額の1割近くで毎回毎回何でこんなお金が要るのかなと思っているぐらい、設計コンサルタント、管理会社、ここにもっともっと責任を持たすべきではないでしょうか。建築の資格があるからといって、全てをその建築業者に請け負わす、そんなやめて、もうぼつぼつ分離発注、電気は電気、トイレはトイレ、こういったことも考える時期に来ているような気がいたします。今議会にも建築の締結議案が提出をされておりますが、我々は手を挙げるだけです。先ほど申しましたが、高いお金を支払っている設計コンサルタント、ここが責任を持って、故障のときに課長が連絡をしたら、ここが行って対応してくれるというのであれば、今回のようなことはないはずであります。

町長のすばらしい対応をしていただきますような答弁を期待して、私の一般質問を終わります。町長、よろしくお願いします。

○議長 大石町長、答弁。

○町長 若藤議員の再質問にお答えをさせていただきます。

お話のございましたように、水道あるいはトイレにしても、非常に住民の暮らしに欠くことのできない大変重要なインフラでございまして、これは仮に破損あるいは故障した場

合には、一刻も早く修理に当たっていくと、これはもう当然のことでございます。

今、お話がございましたように、いろいろ水道についても管理者がおりますし、またトイレについても施工していただいた業者もおられます。そういったところへまずは当たって対応していただくということは先決でございますけれども、先ほど両課長からもお話がございました。やはり、一刻も早くということで非常に担当者も苦勞されたと思っておりますが、そういった中でもう神頼みのような形で急遽お願いをしたという形になってきておろうかと思っております。

いろんな形でいろんな工事があるわけでございますけれども、やはり我々もいろんな工事をしていく、あるいは委託をしていく上では、やはり専門業者、組織であり、もちろん実績、あるいは貢献度、そういったものもしっかりと配慮しながら、やはり入札制度の適用を公正、公平な形で入札ができるような形で取り組んでいきたいと思っておりますので、今いただいた意見、今後にしっかりと生かしていきたいと思っておりますので、どうぞご理解をいただきたいと思います。

○議長 暫時休憩にいたします。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告第7号、議席番号9番、藤崎源彦君の質問を許可します。藤崎源彦君。

○9番 通告第7号、議席番号9番、藤崎源彦でございます。議長の許可を得ましたので、質問に入ります。

1問目は、小中学校のオンライン授業について。

新型コロナウイルス感染拡大により、小中学校が長期間休校となりました。この件につきましては、昨日の教育長報告の中でも詳しくありました。現時点では沈静化し終息している方向ではございますが、第2波、第3波が懸念される予断を許さない状態であります。こういった状況がありますので、また再度休校せざるを得ないというようなそういった状況になる可能性もございます。また、学校が休校になるケースとしましては、南海トラフ地震、こういったことによって学校あるいは通学路が崩壊して登校できないとか、そういったことも考えられます。さらには、様々な理由で、例えば長期入院とか、そういったことで児童生徒が登校できない状況になる場合も考えられます。

今回の休校の間、オンライン授業を考える学校が全国的に増えてきております。本町に

においても、教育長から環境整備が急務との昨日の報告がございました。また、文部科学省のほうは、遠隔教育、在宅教育普及促進事業やGIGAスクール構想など支援策を次々と打ち出しております。しかし、現状では、学校側の対応が追いつかず、学校間のデジタル格差が広がっています。今のところ、双方向のオンライン授業、これを実践したのは私立校のごく一部だと、そういうふうに報道で知っております。こういった国内の状況の中で、本町の状況及び方針について質問いたします。

まず1点目は、小中学生のいる家庭のWi-Fi環境、その普及率はどの程度か把握しているでしょうか。ご承知のとおり、Wi-Fi環境がない状況下でオンライン接続しますと、データ量が増えますので非常に高額になる。やっぱり双方向のオンライン授業を実践するには、Wi-Fi環境が絶対条件になります。

2点目は、発信する学校側の環境ですが、カメラ、マイク等通信設備の整備はどのような状況でしょうか。ある新聞では、公立高校でオンライン授業が進まないその背景にはICT、通信技術を活用したコミュニケーション、こういったことの遅れがあるというふうに指摘されております。

それと3点目は、オンライン授業、あるいは学習、こういったことのメリット、デメリットについて、教育委員会あるいは校長会など様々な議論があると思いますが、こういったことはまとめてどのように考えているかということでございます。

それと4点目ですが、オンライン授業、これに対する方針、今後の対応はどういった方向にあるのでしょうか。

以上、町長の答弁を求めます。

○議長 竹本教育長、答弁。

○竹本教育長 ただいまの小中学校のオンライン授業についての藤崎議員の質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大を受けまして、県の要請により臨時休業となっておりまして町内の小中学校は、5月11日から再開となっております。その休業中の子供たちの学習は学校から出されました課題やプリントが中心で、これ以上休業が続けば学力の遅れが心配されるという状況でありました。

まず、最初のご質問の小中学生のいる家庭のWi-Fi環境の普及率ですが、小学校で79%、中学校で81%となっております。未普及の世帯数は、小学校では112世帯中24世帯、中学校では63世帯中12世帯となっております。

2点目の小中学校のカメラ、マイク等の通信装置の整備状況ですけれども、専門の機材につきましては各校とも整備をされていない状況ですけれども、タブレットやノートパソコンに附属しておりますカメラ、マイクでオンライン授業が可能だというふうにも考えております。今回も、学校再開後に、基礎疾患があつて出席できなかった子供がおりまして、その家庭と学校をつないでタブレットでのオンライン授業を一時的に実施いたしました。

1週間ほどだったと思いますけれども、特に問題なく実施ができております。ただ、多くの子供を相手にした場合はまた少し環境が変わるかもしれませんが、今後はそういったことも考えていかなければならないと思います。

3点目のオンライン授業（学習）のメリット、デメリットですけれども、メリットといたしましては、感染状況下など、子供が学校に来られない場合でも、移動とか3密といったそういった危険な状況を回避して安全に授業ができるということが最大のメリットだと思います。デメリットとしては、児童生徒の授業の理解度の把握が難しく、また集中力が通常の対面授業以上に必要となりましてストレスを感じる人が多い、それから通信環境や機械操作能力に左右されることなどが挙げられます。小学校の低学年あたりでは、この操作能力といった点から実施は少し困難ではないかというふうにも思っております。

それから4点目のオンライン授業、また学習に対する町の方針ですけれども、今回のような長期の臨時休業が再発した場合には有効な方法の1つだというふうに考えております。そのためには、各家庭のインターネット環境の調査をし、環境が整っていないご家庭への支援が必要となりますので、現在、そういった機器、環境整備の準備を進めているところです。通信機器の購入に対する補助制度を活用する方法だとか、Wi-Fi機器等でも使用しないときは基本料金を月額200円程度に抑えられる、そういった機械もあるようですので、そういったものを教育委員会で購入をして貸し出す方法、そういったことを順次検討をしておるところです。そのほかにも、分散登校等が必要となった場合には、校舎の各フロアを1学年だけのスペースといたしまして、その他の学年は近隣の公の施設を教室と見立てて分散をし、学校から先生が出向いて授業を行う方法なども検討していかなければならないのではないかというふうに思っております。いずれにしても、今後の新型コロナウイルス感染の第2波といった最悪の場合を想定して、早急に準備を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 再質問はございますか。藤崎源彦君。

○9番 非常に前向きな答弁で、私としては質問した意義があったかなというふうに感じておりますが、また教育長のほうに質問ですけども、先ほどいろいろハード面ではそういう補助やら予算やら貸出しやらという面で対応できるということなんでございますけども、パソコン、タブレット、通信機器、こういったデジタル機器、こういったものは言わばオンライン授業に関わらず、これからデジタル教材とか、場合によったら教科書もデジタル化というような話も出てくるかと思うんですけども、これを小中学校ではこれからどのように取り入れていくのが有効かというような話で、まず学校側の先生についてですが、先生によってはデジタル機器を使いこなせる先生と、なかなかそうもない先生と当然いると思います。そしてまた、そういった使いこなせる人は比較的積極的にやるんでしょけれども、そうでない方は消極的になるかなと。そういった先生方のデジタル機器やデジタル教材、これを使うというのは学校間では前向きな方向で統一されているのかどうか。

それと次、児童生徒側ですけども、非常にスマートフォンが一般家庭にずっと入ってきていますんで、非常に低学年のときからそういうことに接する機会も多いし、実際に自分が使いこなせる、インターネットの利用にしてもかなりできるという、この能力的な面では随分変わってきていると思うんですけども、そういったものを授業で取り入れていくにはどういうふうな形で取り入れていくのが望ましいか。そういった議論がもし教育委員会とか校長会の中であるのであれば、紹介していただきたいんですが。

○議長 竹本教育長、答弁。

○竹本教育長 藤崎議員の再質問にお答えをいたします。

まず、そういったデジタル機器を使うというのは、学校側の状況ですけれども、確かにお話がありましたように、年齢によって随分その機械の操作能力というのが違います。役場でも私なんかはあまり得意じゃないほうの部類に入るのかもしれませんが、ただ、前にもご説明しましたがけれども、今、校務支援システムが入りまして、全ての先生が一定そういったものを使いこなさなければならなくなっている状況にございます。まだ十分とは言えませんが、そういった研修も日々行っておりますし、またこれから1人1台、先生方にもタブレットが届けられるようになると、そういったことをまたその研修もしていくということでございます。

それから、先ほど申しました、今回の実際の授業をしていただいた先生は比較的高齢の先生でして、若い先生に聞きながら何とかそういうことができておりますので、そういったことを積み重ねていくことが一番大事だろうというふうに思っております。

それと加えて、今年からICT支援員を配置していただきましたので、そういった支援員に頻繁に学校にも入っていただいて、様々な細かいところもフォローしていただければというふうに思っております。

それから、あと家庭のほう、子供のほうの状況ですけれども、現在はZoomというのがいろいろはやっているらしいんですけれども、非常にそういったものの活用で割と簡単な操作でできると聞いておりますので、学校でタブレットが入った時点で、子供たちには日頃からそういったものを使うというようなことをしていただきたいというふうに思っております。低学年でもふだんから使っていれば何とかかなと思いますので、今のコロナ感染ですぐに使えるというのは無理だと思いますけれども、そうやって授業で通常使っておれば使えるようになると思います。

今度、今年から導入されました新しい学習指導要領の下でつくられた教科書の中には、実際にページにQRコードなんか載ってまして、それでタブレットを使っていろんな写真を見たりとかデータを見たりとかいうような授業にもなっておりますので、そういったところでも少しずつ慣れていくことができるんじゃないかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 再々質問はございますか。藤崎源彦君。

○9番 やっぱり、こういう機器に頼り過ぎることの弊害というものも考えていかないかんとは思いますが、子供たちが社会に出たとき、社会の構造自体がこういう構造になってますので、そこも両面で考えてバランスよくやっていくことが必要かとは思いますが、先ほどから言ってますこの新型コロナウイルス関連で1問だけ、すごく私気になっていることがあるので質問させてほしいんですが、教育長にお伺いしたいんですが、この新型コロナウイルスの消毒用途として次亜塩素酸水が頻繁に使われていますが、私の知る限りでは、現時点で新型コロナウイルスへの有効性、これはいろんなマスメディアを見ても、専門家の間でも見解が分かれているということで不明というようなことでございますけれども、またその製品の製造方法によっても有効性がばらつきがあると、そういった記事もございます。

文部科学省のほうでは、子供がいる空間では噴霧しないよう通知が来ていると思うんですが、吸引すると呼吸器に障害が発生するケースが、可能性があるということでございますが、そこで教育委員会では、次亜塩素酸水、これの使用する機器、安全検証についてはどのようにされているのか。また、こういった使い方をすれば有効で安全と考えているの

か。やっぱりその使い方というのもきちっとうまく指導していかないと、非常に逆に危険物になる可能性もありますので、そういったことに関して関連として質問、お答えをお願いしたいです。

○議長 竹本教育長。

○竹本教育長 藤崎議員の再々質問にお答えをいたします。

確かに、次亜塩素酸の消毒液はちょっと前までは非常に業者とかも推奨しておりまして、いろいろと役場のほうにもそういったお話がありまして、次亜塩素酸の消毒液も使ったりもしております。ただ、お話のあったように、つい最近、厚生労働省のほうから、使い方を誤れば人体に被害があるというようなことも通知がありましたので、それはすぐに学校のほうに通知もいたしまして、使用上の注意はしていただいております。ただ、ドアノブとか器具の消毒には十分に使えるようでございますけれども、時間がたてば消毒の力も落ちるとか、今おっしゃったように空中噴霧は危険だとかいうようなことについては、これからは学校のほうにはまた再度周知もしたいと思います。

それから、今後はアルコール度数75%の製品なんかも出ておるようですので、そういったものの購入ですとか、また夏はエアコンとともにサーキュレーターを使用するとかいうことで、できるだけこの次亜塩素酸の消毒液は使わないような方向でいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 それでは2問目、藤崎源彦君。

○9番 議長の許可を得ましたので、2問目の質問に入ります。

お茶に関する質問で、本町の茶生産者への支援について、昨日の大野議員の質問内容と重複する部分もございますけれども、通告書に沿って質問します。

本町におきましては、林業と茶業、これは本町の農林業の2本柱と言えますが、林業については国、県といったところで交付金、補助金といった、そういう財政的な支援もあるんですが、一方、茶業については、主にですが、本町独自、単独、そういった形で振興を図らなければならないという状況だと思います。

本町のお茶は日本一の清流、仁淀川、この上流で急傾斜の地形や寒暖差のある気候条件など、そういった適した環境と生産者の経験、技術、そういった努力によって生み出された高品質の地場産品でございます。しかし、緑茶の取引価格は低迷し続けておりまして、この新型コロナウイルス感染拡大にあつて外食産業関係は非常に落ち込みがありますので、

そういったところの需要の減少、さらに厳しい状況が考えられます。いろんな形で政府からの支援とかいうのもあるんですけども、そういった状況にあっても、また茶業者の関係者からいろいろ話を聞いた中では、もう中には廃業を考えているというような茶農家もあるということを聞きました。

そこで1点目は、茶生産者の現状をどのように捉えているか。

2点目は、茶の販売促進に向けた本町の取組を問います。

3点目は、茶生産者への経済的支援と振興策について問います。

以上、町長の答弁を求めます。

○議長 大石町長、答弁。

○町長 藤崎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

先日、大野議員のご質問にもお答えをさせていただきましたが、茶生産者の現状につきましては、緑茶の購入量が減少する中での価格低迷、高齢化や後継者不足による作業負担増などによる離農により、仁淀川町のみならず全国的にも減少傾向にあります。大変厳しい状況でございます。

一方で、現在、仁淀川町には、茶の担い手農家数は法人も含め20件ございます。担い手による農地の集積率は約45%に達しており、今後も農地の集積、集約化は進んでいくことが予想されます。その担い手農家の中には、人手不足、荒茶の価格低迷等に苦慮しながらも、最新式の茶管理機械の購入、県外、国外も視野に入れた販売ルートの新規開拓、こういったものも取り組んでおりますし、積極的に経営改善に取り組んでおられる農家もございます。町といたしましても、茶生産者の作業効率向上、販売促進活動などの農家経営の安定につながる事業、取組については、今後も積極的に支援をしてまいりたいと考えております。

茶生産者への経済支援と振興策につきましては、現在も中山間地域等直接支払制度を活用いたしまして、町内18の協定を組織し、一定の交付金を助成し、農地管理を行っております。本年度からは町単独事業としまして、仁淀川町茶栽培支援交付金制度を創設し、春の収穫、秋の刈りそろえなどの茶園管理が適正に行われている茶園管理者に対し、一定額を交付いたします。

また、新型コロナウイルス感染症の発生により、卸売市場での売上げが減少するなどの影響を受けた茶生産者対策につきましては、農林水産省の高収益作物次期作支援交付金を活用する予定であります。この交付金につきましては、先月下旬に県のヒアリングがあり

まして、事業実施主体は高知県農業協同組合仁淀川地区本部内に設置されております仁淀川地域再生協議会となっており、現在、当協議会において部会等での周知、説明、準備を進めております。系統外の大規模茶専業農家につきましては、町のほうでさらに説明会を行っており、今月中の交付申請書提出に向けての準備を行っているところであります。交付内容の概要につきましては、土壌改良など次期作における生産体制の強化等に取り組んだ農家に対し、10 a 当たり 5 万 5,000 円を交付するものであります。

今後も引き続き、県普及センター、J A、茶業試験場と連携をし、生産、加工、流通販売を一体とした茶産業振興支援を推進してまいりたいと考えております。このほかにも、町内には非常に厳しい状況の中で、やはりお茶を使った 6 次産業化、スイーツとかカフェ、こういった新しい取組も出てきておりまして、こういったものと併せて今後の茶の振興に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 再質問はございますか。藤崎源彦君。

○9 番 再質問では、お茶の販売促進について再質問いたします。

先ほども昨日の話でも、全国の生産量の話がありました。今、鹿児島県がすごく多くて、鹿児島と静岡で生産量だけでいえば 7 割近いと。また販売先についても、アメリカが結構増えてきていて、輸出先としてはアメリカとか台湾といったところが大きい取引先で、徐々に増えているというような統計データもございます。ヨーロッパのほうにも売り込みたいと。それは全国的な話でちょっと話が大き過ぎますけども、それにしてもそういった販路があるということも視野に入れて再質問します。

それで、お茶の宣伝活動につきましては、これはまちを挙げて行うべきで、町のほうがもうちょっと積極的に宣伝活動をしてほしいというふうに思ってます。茶のブランド力を高める、このブランド力を高めるというところ、こういう活動というのは続けていかないと、生産量の減少とともにこの銘柄というもののそのものが消えてしまう、そういった心配がございます。ですから、そういったブランド力というものをもっともっと前面に出して宣伝活動をしたほうがいいんじゃないかと、そういうふうに思います。

個人でできる活動もございます。私は町産のお茶、それをベースとした先ほどのスイーツ、そういったものもございますが、そういった製品を冠婚葬祭のお返し、これは町外の方へのお返し、またいろんな町外の知り合いなんかへの贈物、そういったものにもできるだけそういったお茶に関連する製品、町内の製品を送ろうと心がけています。法事のときに 1 回使ったこともあります。お菓子のセットをつくってもらって、町外のお返しに使い

ました。そういった形で、個人でできて、それでまた親戚のほうからも非常に評判がよかった。

そうやって個人でも町内のものを使って宣伝、それも1つの宣伝活動になると思うんですが、ともかくとして、この宣伝活動については町産品の宣伝活動という点でいえば、昨日あった、さっきも話が出てましたけど、森林研修センター、これも例えば1階のロビーにこういう仁淀川町の県産材をPRするようなパネルとか展示コーナーをつくったりとか、林業の町内の企業の宣伝に使ってもいいと思うんです。そういった形でいろんな人が入って、仁淀川町のそういう産品を知ってもらい、そういう機会、そういう場所、そういうところを利用するような方向も1つの案として考えたらどうかなというふうに思うわけですが、ちょっとお茶の話に戻しますけども、こういった販路拡大のための宣伝活動、これについてどういうふうに考えているか、町長の答弁を求めます。

○議長 大石町長、答弁。

○町長 藤崎議員の再質問にお答えをしたいと思います。

茶業は、先ほどもお話がございましたように、本町の基幹産業的なものでございまして、非常に町にとっては、これをいかに活性化していくか、振興していくかということで非常に大事なことだと思っております。やはり、確かに生産量、あるいは生産額ともかなり落ち込んできており、大変厳しい状況にございますけれども、仁淀川町の町内のお茶というのは非常に素晴らしい茶であると、良質の茶であるということは、そういった結果も出てきておりますので、それはもう我々も何とかいかにこれを販売していくか、これが非常に大きな課題だと思っております。県を挙げて、やっぱり土佐茶の振興ということで、かなりこのブランド化に向けて取り組んではおるわけですが、なかなか厳しい状況がございまして。

1つには、九州でも先ほど話がございましたように大規模な茶園ができておりますが、やはりペットボトル、これにかなり押されておる状況にあるんじゃないかと思っておりますし、そういった中でいかにブランド化をして販売を拡大していくかということが非常に大事なことだと思っております。今後とも町としても、この販売促進に向けては県とともに、土佐茶の1つとしてしっかりと売り込んでいきたい、このように思っておりますし、そういった中でこの仁淀川町の茶をいかにブランド化していくかということも大事だと思っております。この販売の拡大に向けては今後とも引き続き取り組んでいきたいと思っております。それと、先ほど申し上げましたように、やはりこのお茶を使って6次産

業化、やはり商品化もしていくということも大事だと思いますので、そういった併せて商品開発と販売促進に取り組んでいきたいと思っております。

いろいろ課題はあると思います。先ほどこっちと役場の玄関でもいいですが、今度できる林業振興センターなんかもそういった1つのPRの場に使っていく、これも1つの案だと思っております、今後の参考にさせていただきたいと思っております。

○議長 再々質問はございますか。

○9番 終わります。

○議長 以上で藤崎源彦君の質問を終了します。

暫時休憩します。

午前 11時46分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問は午前中に終了しておりますので、これより日程に入ります。

議案の審議を行います。

日程第2、質疑を行います。

報告第12号についての質疑を許可します。質疑はありますか。岡田議員。

○3番 事故についてですけど、今日の新聞にも掲載をされておりました。大分、内容は自分なりに考えたところで分かるわけでありませうけども、今まで定例会たんびにこういう事故の報告があります。事故というものはこれは仕方ないこともありますけども、その間に、町長、職員にどのような指導をしようか、あまりにも回数が多いと。だから、その指導についてお伺いしたいと思っております。

○議長 大石町長、答弁。

○町長 岡田議員の質問にお答えしたいと思います。

今回の事故もそれなりの物損事故になるわけでございますけれども、人身事故は幸いなかったわけでございますけれども、私自身も最近そういった物損事故的なものが非常に多く発生しております、特に交通安全については十分気をつけていただくように常に指導しておるところでございますが、大きな事故になりますと、またこれはいろいろ処罰とかいうこともありますけれども、一定、物損事故については保険を掛けておりますのでそれに対応しておるわけでございますけれども、今後ともこういった事故、本当にちょっとした不注意だと思っておりますので、そこら辺りはまた常にそういった指導はしていきたい

と思っております。常にそういった機会を見て、庁議等で幹部職にも仕事で交通事故については十分気をつけるようにということは常に言っているところでございまして、今後ともそういった指導は当然していきたいと思っておりますし、今後とも大きな事故につながってもいけませんので、そういったことも含めてしっかりと対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長 岡田議員。

○3番 町長、自分が思うのは、いわゆる事故を起こすことは仕方ないこともあります。しかし、その事故を起こしたことに對しての指導ですけど、私もあるところの会社で勤めておりましたけれども、そういう事故が多発的なことがありまして、その事故の対応についてどういうことをするかということで、ある企業でしたけれども、1週間に一遍は朝礼をするとか、あるいは1か月に一遍は指導するとか、朝礼会をするとか、やっぱり指導の仕方があるんだと思うんですよ。それと同時に、もうこれついでに言いますけれども、皆さんからもそういう事故が起きた、そしたらまたその処分にも、そういうふうな心の緩みがあるんじゃないかと、ただ事故だけじゃなくて、その業務にも携わりゃあせんかよというふうな話があるわけですよ。

だから、今、じゃあ対策をどうするかといいましたら、これは私なりの要望ですけども、できればこの企業も安全の指導だとか、あるいは年間の行事について朝礼会をやつとるんですよ。だから、私は前から思っておりますけれども、月に一遍ぐらい本庁は本庁での職員の中で、今月の目標、あるいは事故を起こさない、仕事の業務についてはこういうことだということも朝礼会をやってみたらどうかなと。そうしたら、また職員も引き締まると。事故だけじゃなくて、あらゆるものに緊張感を持たれる。だから、本庁は本庁でやり、そしてまた両支所においては三役が月に一遍ぐらい出向いて、そういうことも対策として大事じゃないかなと。これは事故だけじゃなくて、職員について今後の仕事につながるんじゃないかと、緊張感につながるんじゃないかというふうに思いましたので、ぜひともそういうふうなことを考えていただいて町民からも信頼される役場になってもらいたい、そしてまた町民からも信頼をされるような職員になってもらいたいというふうに私は希望を添えまして、あるいは要望としてお願いしたいと思います。

よろしくどうぞ。

○議長 大石町長、答弁。

○町長 岡田議員の再質問にお答えしたいと思います。

今、言われるとおりでございまして、私も常に毎月やっております幹部会等では、特にこういう状況だから、特に交通安全ももちろんですが、交通事故等については十分気を付けてくれという話もして職員に徹底していただくようお願いもしてきておりますし、また今後ともそういう形でやっていきたいと思いますが、もしこういった事故が起きた場合は、やはり職員からも今でも、てんまつ書をしっかり出させていただいて、そこで個人的にもまた指導しておりますし、そういったことは今後とも引き続きやっていきたいと思っておりますが、今、岡田議員から話がありましたように、いろんな機会を見て、そういう指導はしていきたいと思っております。

○議長 岡田議員。

○3番 今、町長、幹部会ということと言われましたけど、私は職員の全体会で朝礼会をしたらどうかという提案です。それだけです。ぜひまた考えてください。

○議長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第12号の質疑を終結します。

報告第13号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第13号の質疑を終結します。

報告第14号についての質疑を許可します。質疑はございませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第14号の質疑を終結します。

報告第15号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第15号の質疑を終結します。

報告第16号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第16号の質疑を終結します。

議案第37号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第37号の質疑を終結します。

議案第38号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第38号の質疑を終結します。

議案第39号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第39号の質疑を終結します。

議案第40号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第40号の質疑を終結します。

議案第41号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第41号の質疑を終結します。

議案第42号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第42号の質疑を終結します。

議案第43号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第43号の質疑を終結します。

議案第44号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。大野弘君。

○5番 補正予算で備品費を組んでおると思うんですが、その件について1点だけ質問をさせていただきます。全体当初予算も関連しますけども、備品費の今までの発注状況はどのようなになっておるのか。必要である備品を計上しているはずですが、早期発注をしていると思いますが、状況をお願いします。

○議長 執行部、答弁。片岡総務課長。

○片岡総務課長 大野議員のご質問にお答えをさせていただきます。

備品費全体ということですが、細かい備品については各課それぞれ執行しておりますので把握しておらないところなんです、まず総務課の関係で消防の積載車であるとかそういう部分については順次発注をするように行っております。現在も積載車の購入の議案を上げさせていただいておりますので、またよろしくお願ひしたいと思ひます。そのほかの部分についても、コロナ関係の備品等につきましては早急に準備をしておりますが、納入のほうは少しやはり時間がかかっておるようになっております。

総務課のほうからは以上となります。

○議長 執行部ではほかの課でどうしても。津野町民課長。

○津野町民課長 大野議員の質問にお答えさせていただきます。

町民課のほうでは毎年水道メーターの期限が来たものを随時備品として購入させていただいておりまして、既に本年度の分は執行済みとなっております。

以上でございます。

○議長 古味企画課長。

○古味企画課長 ただいまの大野議員の質問にお答えさせていただきます。

企画課のほうでは、まちづくり推進事業費の中でもなほの郷の備品購入を計上しておりますが、ただいま見積りを取って、これから発注をかける準備を行っているところです。

以上でございます。

○議長 神岡仁淀地域振興課長。

○神岡仁淀地域振興課長 ご質問にお答えいたします。

仁淀地域振興課としまして、観光センターの電子レンジを組んでおりますが、ただいま発注の準備をしておるところです。

○議長 竹本教育長。

○竹本教育長 大野議員のご質問にお答えいたします。

教育委員会でございますけれども、できるだけ早期に購入できるものは発注をほぼ終えております。また、学校等についても早い備品購入、執行を常に校長会等をお願いしております。それから、タブレット等のGIGAスクール等の関係の備品につきましてはまだこれからになりますけれども、納入は遅れる可能性があるのではないかというふうには思っておりますけれども、できるだけ早く購入できるようにしたいと思っております。

それから、今回補正で上げさせていただいております各集会所の備品等につきましても、できるだけ早く購入するように心がけていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長 大原池川地域振興課長。

○大原池川地域振興課長 池川地域振興課、安居溪谷のレストラン備品として業務用の食器洗浄機、これについてはもう発注して完了しています。

以上です。

○議長 ほかに質疑はございませんか。大野君。

○5番 必要であるために計上しておりますので、できるだけ早めに購入していただいて、教育関係であれば教材、図書、そういうものの購入をしているようでございますので、子供たちのためにも早めの発注をし、購入をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長 ほかに質疑はありませんか。野村さん。

○7番 産業建設課長に1点だけお聞きしたいと思います。

住民の声が何人かありまして、鳥獣被害のわさの免許講習、これ仁淀川町でできないか。そして、猟銃の免許の試験、これもできないかお伺いしたいと思います。それができない場合は、今後の予定、高知、佐川、どこでやるかは分かりませんけど、そのわさの講習の予定、令和2年度内の予定を両方、わさのほうも猟銃のほうも時期をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長 片岡産業建設課長。

○片岡産業建設課長 野村議員のご質問にお答えいたします。

わさ、猟銃等、狩猟免許の件でございますけれども、本年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の防止のため、今現在、日程が定まっております。例年ですともう6月の広報等で日程等をお示ししておるんですけれども、本年度まだ県のほうから日程が決まっていないということで、決まり次第また知らせていただくことになっております。

また、既に猟銃等の免許を持たれている方の講習等につきましては、県下の警察署で、猟銃のほうの更新講習等につきましては池川のコミュニティセンター、そちらのほうで令和2年度は9月に行う予定となっております。

以上です。

○議長 ほかに質疑ございませんか。左京君。

○8番 先ほども議論になった契約の問題ですが、契約書には瑕疵担保の条項で、何か月なり何年なり結局保証はあると思うんですが、そのところは契約書で明快になっていないんですか。津野課長がおっしゃったように、ほかの業者にほかのやつとひっくるめて依頼をして払ったというような話がありましたが、そういうことが今までないのであれば、契約書には明記をしておくべきじゃないかと思います。

それともう1点ですが、この今、マスコミでも騒がれていますが、大阪の摂津市、還付が本来166万円戻せばよかったのに、10倍を超える約1,668万円、それを振り込んでしまって、本人はお金を使うたと、もう戻しようもないということになっておるようですが、還

付ということはどこの役所にも付き物ですが、そこら辺りのこういうかけ離れたもののチェックの体制はどうなっているのか。それから、今後こういうことを気をつけてやっていかないかのじゃないかというところを含めてお聞きしたいと思います。

○議長 片岡総務課長、答弁。

○片岡総務課長 ご質問にお答えをさせていただきます。契約書関係の瑕疵担保につきましては契約書にうたっております。現状、それぞれの契約によってその内容は違いますがうたっておりますので、それを履行するべきであるとなります。

私からは以上となります。

○議長 税金の還付についての、税金に限らず……。片岡産業建設課長。

○片岡産業建設課長 左京議員の瑕疵担保の件、総務課長の分を補足させていただきます。

瑕疵担保の部分で、建物と設備等の場合には1年、それとまたコンクリートの土木工作物等におきましては2年以内というふうな規定が、契約書44条の中にうたわれております。トイレは建築のほうに含まれると思っております。

以上です。

○議長 左京さん。

○8番 そういうことであれば、津野課長のほうの支払い、津野課長でしたか建設課のほうでしたか、笑美寿茶屋の横のトイレの話がありましたが、それは契約に本来あって、こちらが負担をすべき必要がないのに負担をすることになったということですか、それは。

○議長 片岡産業建設課長、答弁。

○片岡産業建設課長 それが元請業者の責任によるものかどうかということが今の時点でまだはっきりしておりませんので、その辺も確認した後、そういう工事のミスであるとかいうことであれば対処していきたいと考えております。

○議長 左京憲昌君。

○8番 もう現に支払いは済んでいるのではないですか。

それと、もう1つは町長にお聞きしたいんですが、先ほど職員数の件でお話があった際、まだ総合支所方式が云々ということが出ましたが、この今の縦割りが弊害が起きているという問題は明確になってきたんじゃないでしょうか。さっきのトイレ、片やウォシュレット、片やウォシュレットがないという、これは縦割りでやっているがために、今度は業務でまとめて効率を上げるべきでもあるし、そういう形でやっていかないと、同じような工事をするのに横の職員の間ですら連絡が取れていない、フェーズが合うていない、思

い思いにやっているということではこれは組織じゃないと思いますが、町長、その点、今後の体制の見直しについても十分考慮をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 片岡産業建設課長。

○片岡産業建設課長 トイレの詰まりの部分につきましては別業者でございましたので、修繕費としてその分はもう支払い済みでございます。

○議長 大石町長、答弁。

○町長 左京議員の質問にお答えをさせていただきます。

やはり連携してきちっとした方向、1つの方針を持ってやるということが大事だと思っております。そのためには、当然、横の連絡というの取っていかなくちゃならないと思っております。ただ、今、トイレの話が出ましたけれども、たまたま担当のほうから説明もありましたように、やはりいろいろな管理上の問題でウォシュレットまではつかなかったのが中津溪谷であって、一方は夜は夜間は鍵を締めたりして対応しておるわけですが、そういったこともあって今回はそういう形を取っておるわけですが、いずれにしても今、行政は非常に複雑煩雑化して、横断的な連携というの非常に関係が出てきております。そういった中で、やはりお互いが常に連携をし協調性を持ってやっていくということが大事だと思っております。今回、その組織の機構改革に向けてもいろいろ検討を重ねておりますけれども、そういった中でもしっかりとそういったところも踏まえながら検討してまいりたい、このように思っております。

ひとつよろしくお願い申し上げます。

○議長 ほかに質疑はありませんか。片岡智準君。

○4番 皆さん、質問するのに、これについてあんまり具体的に聞いていないんですけども、14ページの2款の1目のところの区分で需用費ということで299万2,000円の消耗品費というのが計上されていて、その内容は副町長からの説明では指定避難場所のパーティション用にというような説明であったというように私は書いているんですけども、このいわゆる電気工事なんか、こういった電気をつけるときには工事請負費という形で契約をし、ああいったパーティションの場合は、同じような工事をするから工事のそういった意味に思ってたんですけども、これがあれば1つ独立してパーティションを外したら備品になるのかなと思うて、今回特に宝来荘の案件を扱うときに、この備品と消耗品の境、そして工事に付随してきたいわゆる電気工事器具、エアコンを買えば備品なのか、エアコンを設置したらこれもいわゆるこういった需用費として計上しているものなのか、そこら辺り

の境について正直分かりませんので、ご説明いただけたらなというふうに思います。

以上です。

○議長 片岡総務課長、答弁。

○片岡総務課長 片岡智準議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、消耗品と備品ですが、消耗品と備品の境を購入代金10万円という部分を境に基本的にはしております。ただ、電気製品であるとかそういう一部分については2万円、パソコンであるとかいう部分については2万円以上のものを備品として扱うようにしております。そのほかの部分については消耗品という格好になっております。

あと、工事とその備品の取扱いですが、エアコンとか単体で購入するものについては取付けも含めて備品というような形で行っておりますが、建物等を建てる時に取り付けるエアコンであるとか大きい機械であるとかという部分は、そのまま工事費の中に含める形になっております。

あと、消耗品の関係ですが、今ご質問のありました299万2,000円の部分にパーティションとかあるんですが、1個の部分、このパーティションにつきましては、折り畳み式のパーティションを60式、段ボール式のパーティションを80式というような形で予算を組ませていただいております。これはそれぞれのものを入れて指定避難所で使うときにそこに組むというような形のものになりますので、その関係で1点1点の金額等によって消耗品というような形で、現在、計上をさせていただいております。

以上となります。

○議長 ほかに質疑はありませんか。片岡議員、ありますか。

○4番 ということは、単体で独立して置いているということは、どっかに保管されていて、それを持っていったら消耗品がなくなったということになるわけで、エアコンも外して置いといたら、工事の中でやったら備品ではなくて消耗品というような仕分になってくるかなと、何かちょっと矛盾を感じるような気もするんで、念押しのために、もしにわかに答えられなければそういったことがあって、今回特に宝来荘の調査をした中で、何か非常に境が物すごく難しくて、今回の提言書の中にもそういった境が分からない部分があるんで、具体的な提言はしておりませんが、そこら辺りを十分踏まえた形でこの提言書も受けていただきたいなというふうに思います。もしコメントがあればしてください。

○議長 片岡総務課長、答弁。

○片岡総務課長 片岡議員のご質問にお答えをさせていただきます。

おっしゃられるとおり、その備品と消耗品等によって管理の仕方が違ってきます。備品で購入したものについては、もちろん今ちょっといろいろと問題になっています備品の管理という形で、今後、毎年毎年購入したものとかというのは管理されていくということで、取り除いたりよそへ持っていった場合もどっかに移動したというような管理をしていくようになります。ただ、消耗品についてはそこまで管理できておりませんが、この指定管理所、避難所とかの消耗品については、そこにどういうものが幾つあるかというのは必ず置いておかないと、実際避難するときにそういうものが何個あるというのが分からないということになりますので、避難所ごとにどういうものを置いておるかというのは管理をするようにしています。

そういう部分もありますが、おっしゃられるように、町全体の消耗品、いろんな消耗品がありますんで、その管理についてはどうしても1年ぐらいたったら完全に消耗するものであるとか、今のようにパーティションとか、そういう実際金額も安いんですけど何年間も使わないかんものもありますので、その管理についてははっきり言って全部がかつきりできておるとするのは、なかなかここでお答えができないというふうになります。すみません。

以上となります。

○議長 先ほどの左京議員の質問の中の還付金についての答弁が抜けておりました。この点について、執行部。片岡税務課長、答弁。

○片岡税務課長 左京議員の質問にお答えいたします。

税の還付金のことについてと理解しておりますけれども、税の還付金につきましては、還付金というのは納入すべき金額に対して納入した金額が大きかったときに発生するものでございます。その納入すべき金額、そして納入された金額それぞれについてチェックをし、その差額を還付しておるわけでございますけれども、その3つの金額全てについて各係で計算をしまして伝票が上がってきまして、最終、課長のほうで確認をしまして出納室のほうに回して還付金を支払いという手順になっておりますので、最終、課長のほうで確認をしております。

以上です。

○議長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第44号の質疑を終結します。

議案第45号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第45号の質疑を終結します。

議案第46号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第46号の質疑を終結します。

議案第47号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第47号の質疑を終結します。

議案第48号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第48号の質疑を終結します。

議案第49号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。若藤敏久君。

○10番 この議案第49号についてでございますが、この契約をしようとする相手方なんですが、仁淀川町で実績があるのかどうかということをまず第1点にお伺いしたいのと、あそこ事務所がありますけれど、別の子会社というか建連という会社が入っていると思うんですが、この会社の職員は現在あそこに何名いるのかということ、これは地域密着型でやっておりますんで、やっぱり地元企業というような感じで応募されて入札に参加したと思うんですけど、ちょっと今言ったことをご答弁をお願いいたします。

○議長 片岡総務課長、答弁。

○片岡総務課長 若藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、この契約の相手方であります株式会社晃立とありますが、事業実績、建物の工事等についてはあんまり自分のほうで今把握しておりませんが、土木工事やその許可を持っておる工事につきましては、株式会社晃立のほうは町内での実績が間違いなくございます。建物等について町内で行ったものというのは、入札等にはずっと参加していただいておりますが、そういうふうになっております。地域密着型ということで、町内に事業所や営業所などがある業者につきましては地域密着型に該当するということで、一般競争入札のほうの資格があるということになっております。

あと、株式会社建連のお話かと思うんですが、こちらのほう事務所があつて、中に従業員が何人おるかというのは、自分のほうは、すいません、契約のほうの担当で把握はして

おりませんが、社長とそれぞれ契約時点で、入札のほうには建連のほうはまた晃立とは別途に参加していただいております。

○議長 若藤さん。

○10番 建連の話は分かるんですよ。ちっさい工事のときで、ほんとに300万、400万円ぐらいの仕事をやっておりますんで、僕が聞いているのは晃立です。晃立の職員、従業員があそこに何名いるのかということ。それはやっぱりこれまで入札に参加しておりましたというたって、入札に参加することそのものが僕にしてみたら、地元にも本社もないのに、ただ営業所だけ構えておるようなことで地域密着型で、これ今までに高知桜馬場のほうで、もっとほかにもありますよ、それは地元にもほかに大きい業者でも高知市内でいうのはあるのは分かってますけど、あそこなんかは実際、吾川の業者にしても池川の業者にしても、会社をやって従業員がおってだんだんやりゆうでしょう。晃立のこの場合は人が見えないんですよ、今言う。これで何で地域密着型になるのかということで、ちょっとおかしいかなと思うてお伺いしたんで、ただあそこへ向いて看板だけ掲げとったらもうそれでいいんですか。そしたら今言うように、僕が午前中に一般質問やったような業者なんかでも、それは一人前の企業として扱わんといかんということになってくるんで、ちょっと課長、今言うように、誰か池川の方でも分かりませんか。あそこに実際、今言う、晃立の職員が何人いるのかということ。よろしくお願いします。

○議長 片岡総務課長。

○片岡総務課長 若藤議員の再質問にお答えをさせていただきます。

すいません。職員数のほうは把握していないので申し訳ないです。実際そこにいる職員数というのは本当に分かりません。申し訳ないです。ただ、建設業法における従たる営業所、事業所を持つという部分で登録されておるということになっておりますので、地域密着型の一般競争入札のほうの参加資格があるということで、現在、その一般競争入札の申込みがあった場合に資格があるということで受付をしております。

○議長 ほかに質疑はありませんか。岡田議員。

○3番 今、若藤議員は、何を言おうとしてることを感じたときに、やはり地元の業者は地元で発注してもらいたいと、こういう趣旨のお話だと思うんですけども、今、総務課長から建設には実績がある、建築にはないというようなお話がありましたけども、私も思い浮かべてみれば、晃立の場合は建築は全く実績はないと思います。土木についてもあると思いますけども、土木も若干です。それでまた、前回も従たる、主たる事務所ということ

で何年か前にお話がありました。そのときには事務所があるだけで、事務員さんも晃立もない、あるいは建連にもおらないというふうなところから始まって、その話が出たときに事務員はおりました。私がそこの前を通ってみると、私の勘違いかも知れませんが、晃立と建連の事務所は一緒です。そしてまた、事務員は1人です。

というようなところだと思いますけれども、私も常々考えておりました。今、仁淀川町の土木業者は22件おりますけれども、今、どこの現場も入札をすれば90%、町としては安いだけの入札を90%で取っていただければそれはどっちでも変わりませんけれども、やはり業者育成するために、そしてまた地元の後継者、あるいは地元貢献をしておくと、寄与しておることから見たときに、地元の人手はいない、ほとんど事務所には人はいない。仁淀川町の土木業者にしても、できるだけ地元の業者にやらせたいと、これからの将来を見たら仕事なくなってくる、何とか生き延びないかんというような思いをしながら、今日も新聞に出ておりましたけれども、ミタニ建設工業も、今日もまた小さいところが合併したというようなことが出ておりました。

私は、今、仁淀川町に1人でも人が増えてもらいたい、事業もやってもうけてもらいたい、そしてまたもうけた利益は税金として還元してもらいたいという思いをしたときに、やはりそういうチェック体制、先ほども若藤議員から、町外の業者というのはもう皆さん、言わず語らず分かってます。そういうことにおいても、将来仕事が今のコロナウイルスの問題で少なくなるのは事実だと思うんですよ。そういう思いから、仁淀川町の業者を育成するために、そしてまた保護するために、そしてまた地元の業者は当然雇用の場があるというようなことを思うときに、やはりもうちょっとそういうふうな仁淀川の町民は生きるために一生懸命やっています。だから、地元の業者に少しでも配慮のできるような、そしてまた今言う、その地域密着型と言われたら、私も若藤議員と同様で、何がこれ地域密着型やと、何が貢献しゅうやというふうな思いもします。ですから、今後とも、そういう意見があったということを頭に置いていただいて、できるだけ地元の業者にやらせたい。そしてまた、今、診療所が出ますけれども、これは金額が大き過ぎるんですけど、JVということがありますが、できれば本来なら分離発注をしていただいて、できるだけ地元の業者が仕事ができるように配慮を願いたいと、この思いで一言申し上げさせていただきましたけれども、私が言ったことに対して何らかの形のご答弁を、総務課長、よろしく願いいたします。

○議長 片岡総務課長、答弁。

○片岡総務課長 岡田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

おっしゃられるように、やっぱり地元業者の育成というのは大事なことでありと思っています。ただ、今回の件につきましては、先ほどもお話しさせていただいたように、従たる事業所、営業所が町内にあるということで、地域密着型一般競争入札の参加資格があるということで、入札に参加していただいて落札されたという経緯がございますので、何とぞよろしくお願いしたいと思います。

○議長 若藤敏久君。

○10番 今、岡田君も大概フォローしてもろうたんで言うことないんですけど、普通、地域密着型というて聞いたら、今、条例見てみたらそんなことになってますけど、見たら、やっぱり地元の業者ということを第一に我々はそういうふうに認識しておりますから、今言うこの晃立が常時うちのほうへ来て、仁淀川町へ来て営業でもしよるかといえば、営業にしよることも、あまり僕はあそこの晃立の外交さんが来たこともないです。全然全くない。岡田君が言われたみたいに、この業者は町外の業者やという認識がありますから、それへ持ってきて、午前中のようないろいろ僕が言うた入札についての問題があったときにはどうするんですか、これまた手を挙げた我々がもう全部責任ですが。そういうことなんで、一言だけそういうようなことを、私はちょっと合点がいかないなということを言わせていただいております。

○議長 執行部、答弁ありませんか。答弁いいですか。ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第49号の質疑を終結します。

日程第3、これより討論・採決を行います。

報告第12号の専決処分の報告については、地方自治法第180条の規定による報告でありますので、報告のみといたします。

報告第13号についての討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり報告することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって報告第13号、専決処分の報告について（訴えの提起）は、

原案どおり承認されました。

報告第14号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり報告することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって報告第14号、専決処分の報告について（訴えの提起）は、原案どおり承認されました。

報告第15号、令和元年度仁淀川町繰越明許費繰越計算書の報告については、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告でありますので、報告のみといたします。

報告第16号、令和元年度仁淀川町事故繰越し繰越計算書の報告についても、地方自治法施行令第150条第3項の規定による報告でありますので、報告のみといたします。

議案第37号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員であります。よって議案第37号、仁淀川町委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決されました。

議案第38号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって議案第38号、仁淀川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決されました。

議案第39号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することにご賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって議案第39号、仁淀川町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決されました。

議案第40号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することにご賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって議案第40号、仁淀川町介護保険条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決されました。

議案第41号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することにご賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって議案第41号、仁淀川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決されました。

議案第42号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することにご賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって議案第42号、仁淀川町営農飲雑用水施設の設置及び管理に

関する条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決されました。

議案第43号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第43号、高知県収入証紙購入基金条例を廃止する条例については、原案どおり可決されました。

議案第44号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第44号、令和2年度仁淀川町一般会計補正予算（第3号）については、原案どおり可決されました。

議案第45号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって議案第45号、令和2年度仁淀川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、原案どおり可決されました。

議案第46号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めま

す。

全員賛成。よって議案第46号、令和2年度仁淀川町国民健康保険特別会計直診大崎診療所勘定補正予算（第1号）については、原案どおり可決されました。

議案第47号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第47号、令和2年度仁淀川町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）については、原案どおり可決されました。

議案第48号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第48号、財産の取得については、原案どおり可決されました。

議案第49号について討論はありませんか。岡田良成君。

○3番 私は、この49号について先ほども質問しましたがけれども、一般町民から見ても地域密着型ということの理解のできるような入札の在り方にしてもらいたい。

そして、もう1点加えますと、やはりこの業者が仁淀川町にどれだけ貢献をしているか、貢献度も鑑みて入札の指名をお願いしたいと。そしてまた、仁淀川町の将来に対して同業者のことに對して我々は仁淀川町の業者を育成するためにいろんな意味で地域密着型ということをもう1回理解していただいて、次の入札からこういう議論があった、あるいは質問があったということを踏まえて入札の在り方を考えてもらいたいという苦言といいますか、お話を申し上げながら、今回は賛成いたしますけれども、条件付の賛成をいたします。

（「反対討論じゃ」の声）

○3番 反対か、ああそうか。反対討論じゃ、これは意見じゃけん、そうか。よっしゃ、そしたら今言うように反対討論ということで、そういうことでそういうことについては今

回は反対討論をいたしまして、反対をいたします。

○議長 今、岡田議員から反対討論がありました。

賛成の方は討論ありませんか。片岡智準議員。

○4番 私はこの会社についてはあまり定かではないんですけども、やはり地域密着型と言われる限りは、法人税は当町には入っていると。そして、何人かはここに町内の方がお勤めになっているということも知っておりますし、今殊さらここで取り上げて反対する理由もございませんので、賛成とさせていただきます。

以上です。

○議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成4で賛成少数であります。よって議案第49号、令和2年度仁淀川町交流センター耐震改修工事請負契約の締結については、否決されました。

日程第4、発委第1号、仁淀川町議会基本条例についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務教育民生常任委員会委員長、藤崎源彦君。

○藤崎総務教育民生常任委員会委員長 議長の許可を得ましたので、発委第1号、仁淀川町議会基本条例について、仁淀川町議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

まず、提案理由としまして、町民の意思を町政に的確に反映させ、住民福祉の増進及び町政の発展に寄与するため、議会の役割の明確化、議会活動の活性化、開かれた議会の実現等を柱とした議会基本条例を策定するものであります。

お手元の資料2ページ目、続きまして、説明としまして、本条例の前文と目的を読み上げます。

前文、「令和の時代を迎えた今、仁淀川町を取り巻く環境は急速な少子高齢化や人口減少、基幹産業である農林業の不振など、依然として多くの課題を抱えている。このような状況の中、仁淀川町議会は、地方自治の本旨の原点、住民自治に立ち返り、民意反映の重

要性を改めて認識するに至った。また、平成12年4月のいわゆる地方分権一括法の施行により、地方分権が一層進む中、二元代表制の一方である議会議員の結果責任が大きくなり、議会の権威に対し町民不信が芽生えた印象が持たれている。この認識を改め、効率的に町民から意見聴取できる規定の整備と、最終決定機関としての役割、議会運営の基本規定を条例上明文化し、町民と議会の関係及び町執行部と議会の関係を位置づけ、もって行政に反映させるため、議会基本条例を制定し方針を示すものである」。

目的、「この条例は前文記載のとおり、地方自治の本旨に基づき、町民の代表者としての仁淀川町議会及び仁淀川町議会議員の活動における基本事項を定めることにより、町民の負託に的確に応える議会を実現し、もって町民福祉の向上と公正で民主的な町政の発展に寄与する議会となるための活動の原則を示し、豊かで明るく住みよい仁淀川町の実現を図ることを目的とする」。

なお、この条例の施行日は本日6月10日とします。

条文はお手元の資料に示すとおりでございます。

以上、議案を提出いたします。

○議長 以上で、発委第1号の提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで日程第4、発委第1号、仁淀川町議会基本条例についての質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数であります。よって発委第1号、仁淀川町議会基本条例については、原案どおり可決されました。

日程第5、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員の派遣については会議規則第127条第1項の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

お諮りします。ただいまの議員派遣に関し変更等があった場合は、議長に委任することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣に関し変更等があった場合の措置については議長に委任することに決定しました。

日程第6、委員会の閉会中の継続審査、調査についてを議題といたします。

各常任委員会、特別委員会の委員長から、委員会の審査、調査の件、特定事件の調査事項について、仁淀川町議会会議規則第74条の規定により、お手元にお配りした申出のとおり、閉会中の継続審査、調査の申出があります。

お諮りします。各常任委員会、特別委員会の委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。したがって、各常任委員会、特別委員会の委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることに決定しました。

暫時休憩にします。

午後 2時02分 休憩

午後 2時03分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和2年第4回仁淀川町議会議定例会を閉会します。

午後 2時03分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

仁淀川町議会議長

仁淀川町議会議員

仁淀川町議会議員